

令和6年度 交通安全作品募集要領

1 募集目的

作品の制作を通じて、作者自身の交通安全意識を高め、また作品を公開することにより、広く交通事故撲滅の願いをアピールすることを目的とする。

2 募集作品

作品の種類	ポスター	標語	作文
テーマ	<p>① とまってくれてありがとう運動（※1）の推進 (例：歩行者の交通事故防止、横断歩道を渡るときは手をあげる、反射材の活用、ドライバーとのアイコンタクト 等)</p> <p>② 子ども・高齢者の交通事故防止 (例：道路は飛び出さない、道路で遊ばない、免許返納 等)</p> <p>③ 自転車の安全利用促進（※2） (例：二人乗り・並進等の危険運転の禁止、夜間のライト点灯、ヘルメットの着用促進、ながら運転（スマホ・イヤホン）防止、自転車保険加入、交通ルール遵守、歩行者保護 等)</p> <p>④ ドライバーの安全運転促進（※3） (例：制限速度を守る、歩行者優先運転の推進、飲酒運転の根絶、ライト活用（夕暮れ時の早め点灯・夜間ハイビーム）、ながらスマホの禁止、あおり運転防止 等)</p> <p>⑤ 上記以外の交通安全全般</p>		交通安全への思いや、交通事故防止のために日頃から実践していること、交通事故の体験など
規格等	4つ切り画用紙	はがきサイズの用紙	400字詰め原稿用紙4枚以内（題名・氏名含む）
応募点数	1人1点	1人1点	1人1点

3 応募資格

豊田市在住又は在学・在勤の方

4 提出先

豊田市交通安全市民会議事務局（豊田市役所南庁舎4階 交通安全防犯課内）

5 提出方法

ポスター：持参（作品保護のため） 作文及び標語：持参又は郵送

- ・いずれの作品についても小学生、中学生及び高校生の応募者は学校を通じて応募すること
- ・作品の裏面に、学校を通じて応募の場合は別に示す個人票を糊付けし、一般応募の場合は氏名、住所、年齢、電話番号、テーマ番号（ポスター・標語のみ）を明記すること
- ・締切り後の応募、規格外の応募、規定応募点数を超える応募については審査対象としない

6 提出期限

令和6年9月9日（月）

- 7 審査方法
- ・ポスター及び標語はテーマごとに審査を行う。
 - ・作文は、①小学校1～3年生部門、②小学校4～6年生部門、③中学校部門、④高校及び一般部門の4部門に分けて審査を行う。
 - ・ポスター及び作文は最優秀作品6点、標語は最優秀作品1点、作品の種類及び部門ごとに優秀作品及び佳作作品を選定する。
- 8 表彰式
令和7年1月25日（土） 豊田市福祉センター1階ホール
- 9 応募作品の取扱い
- (1) 応募作品は原則返却しない。
 - (2) 応募作品の著作権は豊田市交通安全市民会議に帰属し、展示を始め各種交通安全啓発等に利用する。
 - (3) 入賞作品については、記者発表、作品展、作品集、ホームページ、豊田市交通安全市民会議が発行する出版物で公表する。その際、一般からの応募の場合は住所（町名又は会社名）及び氏名を、学校からの応募の場合は学校名、学年及び氏名を公表する。
- 10 その他
- (1) 応募作品は未発表のものに限る。
 - (2) 応募者全員に参加記念品を贈呈する。
 - (3) ポスターは縦・横自由。画材は問わない。

（※1）「とまってくれてありがとう運動」とは…

歩行者とドライバーがアイコンタクトを行い、一時停止したドライバーに対して、歩行者から積極的に会釈などで、「とまってくれてありがとう」と感謝を伝えることで横断歩道を渡る際の安全確認の徹底を図ります。またドライバーは、歩行者から感謝を伝えられることにより、自身の運転を見直し、さらに歩行者の安全を確保する意識の向上を目指します。



←運動説明動画（市公式YouTube）
ラリー編



（※2）～自転車の交通ルールを守りましょう～

自転車は、手軽で便利な交通手段ですが、乗り方を間違えると大変危険です。自転車の交通ルールとマナーを守って安全に運転しましょう。また、自転車保険にも加入しましょう。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ・自転車は車道が原則、歩道は例外 | ・大人も子どももヘルメットを着用 |
| …車道では左側を通行 | …飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間は点灯 |
| …歩道では歩行者優先で、車道寄りを徐行 | …交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 |

（※3）ドライバーの安全運転促進～横断歩道では歩行者優先！～

歩行者の道路横断中の交通事故が多発しています。横断歩道は歩行者優先です。ドライバーは横断歩道で歩行者を見たら必ず“止まる”を実践し、自動車優先ではなく、歩行者にやさしい安全な豊田市を目指しましょう。